- 1. 教育現場における不登校児童生徒への取り組み状況と支援体制について
 - (1) 不登校児童生徒の状況把握と対応について
 - (2) 教育機会確保法の学校での取り組み状況について
 - (3) スクールソーシャルワーカーの位置づけと役割について

【答弁】

- 1. 教育現場における不登校児童生徒への取り組み状況と支援体制についての (1)~(3)につきまして、順次お答えいたします。
- まず、(1)についてですが、不登校児童生徒の個々の状況につきましては、学級担任や生徒指導担当者等が定期的に家庭訪問をしたり、電話連絡をしたりすることで、本人や保護者から、健康状態や家庭での生活の様子、不安に感じていることや今後のこと等についても尋ねるなどし、把握するよう努めております。また、子どもの安否確認が難しいケースにつきましては、こども未来室とも連携して対応にあたっております。その上で、本人や保護者のニーズを踏まえつつ、校内適応指導教室及び家庭訪問による学習支援や行事への参加を促すなどし、学校とのつながりを保ちながら、まずは学校復帰にむけて取り組んでおります。

続いて、(2)についてお答えいたします。各学校においてはこれまでも、子どもたちにとって、学校以外の学びの場や居場所の重要性を認識しており、適応指導教室「YOUYOU」とその分室にあたる「ステップルーム」を活用した支援も行ってきております。加えて、教育機会確保法の観点から、今年度より、ICT機器の整備がすすむ中、ICTを活用した学習支援を実施するなど、在宅での学習支援についても取組みを進めているところです。また、民間のフリースクールを活用している児童生徒につきましては、保護者の申し出により学校とフリースクールで学習状況等について情報共有するなど連携を進めているところでございます。

登校支援の頻度、方法等につきましても、スクールカウンセラーや医師といっ

た専門家の助言を参考にしながら、保護者の意向も踏まえ、柔軟に対応している ところであります。

児童生徒や保護者への情報提供といたしましては、適応指導教室や校内適応指導教室について、年度当初の全家庭への文書配布や個別相談の機会に案内しております。

次に、(3)についてですが、不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校と SSW等の専門人材が協力して支援に努めています。その上で、SSW等の専門 人材が学校のチームの一員として機能していくためには、教職員との協働が欠か せないと考えております。

本市では、市内で3名の市費単費のSSWを配置しておりますが、より効果的な活用を進めるため、年度当初に管理職と担当教員向けに説明会を実施しております。また、SSW活用のための教職員研修の機会を提供するとともに、市教委の担当指導主事とSSWを統括する府費負担チーフSSWが管理職へのヒアリングを通して、SSWの活用状況等について実態を把握し、必要に応じて指導を行っております。

さらには、SSWの育成や支援を目的として、定期的な指導主事との情報交換を通じて、学校での活動状況を聞き取り、今後の取組みの方針や進め方について協議を行っています。また、専門的な見地からのサポートも必要ですので、チーフSSWの助言とともに大学教授によるスーパーバイズも実施しております。

本市教育委員会といたしましては、子どもたちが安心・安全に生活できる学校づくりはもとより、不登校児童生徒を1人でも多く、個々のニーズに合った適切な支援につなげられるよう、学校におけるSSWのより効果的な活用について、引き続き、研究を進めて参ります。